

## スポンサー契約書

# 冒険家スポンサー契約書

冒険家である\_\_\_\_\_を甲、スポンサーである\_\_\_\_\_を乙として、  
甲乙間に次のとおりスポンサー契約を締結する。

### (目的)

第1条 乙は甲のスポンサーとして、甲の冒険活動の資金提供と、ベースキャンプとなる作業部屋の提供を行い、甲は、乙の契約冒険家として、乙の企業イメージを高めるためにPR活動、その他相当の活動を行うものとする。

### (スポンサー料)

第2条 1 乙は甲に対しスポンサー料として年間\_\_\_\_\_円を支払う。  
2 前項のスポンサー料の支払いは、毎月15日、金\_\_\_\_\_円を  
オフィスにて手渡しで支給する。  
※甲が15日に訪問できない場合は、相談の上、日取りを再設定する

(PR活動)

- 第3条 1 冒険の定義は甲が自由に定めることができ、乙は甲が認めた冒険を支援することで、現行の常識を乗り越えた「新しい価値観の創造」と「許容する力」をPRしていく。
- 2 甲は、冒険の最中、または準備構想中、その他関係する活動などにおける取材時に、マスメディアに露出する際は、乙からの支援をうけていることを「そこはかたなく（不自然じゃない程度に）」に解説する。
- 3 甲は、誇りある冒険家であることを自覚し、乙のイメージを損ねる事なく、次の世代の憧れとなる夢と希望をもって真摯に活動に取り組む。

(インセンティブの取り扱い)

- 第4条 1 甲が、コンペティション、講演などで、賞金や報奨金を得た場合は、乙へ報告すると共に、甲乙協議の上、一部を地域に貢献する団体へ寄付する。
- ※ アルバイト料はこれに準じない

(第三者との契約)

- 第5条 1 甲は、契約期間中に第三者との間でスポンサー契約、その他第三者のPRを行う場合は、事前に乙への報告を要する。
- 2 前項に基づき、甲が第三者との間でスポンサー契約を結ぶ場合、甲乙は、必要に応じて本契約を修正するものとする。
- 3 甲はマスメディアからの取材依頼があった場合は、甲に連絡することを要する。

(契約の解除)

- 第6条 1 甲において、本契約違反、その他素行不良等、乙のイメージを害する事情が認められるときは、乙は本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合、解除日以降乙は甲に対して、第2条所定のスポンサー料の支払いは行わない。
- 3 本条第1項の解除が行われた場合、甲は、既受領の金員の変換は要さないが、乙から支給されたレンタル物品は現状で返還する。

(期間)

- 第7条 1 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。
- 2 本契約が期間満了により終了した場合、甲は、乙からのレンタル物品を現状にて返還するものとする。

本契約は2通作成し、甲、乙各々記名の上、各自その1通を保有する。

平成28年 月 日

住 所

甲

住 所

乙